

議案第17号

佐倉市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

佐倉市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年2月20日提出

佐倉市長 蕨 和 雄

佐倉市条例第 号

佐倉市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

佐倉市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例（昭和62年佐倉市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第9条中「佐倉市志津コミュニティセンター（第16条から第21条までにおいて「志津コミュニティセンター」という。）又は」を削る。

第16条、第17条第1号及び第2号、第18条の見出し及び同条第1項並びに第19条（見出しを含む。）中「志津コミュニティセンター及び」を削る。

第20条及び第21条第1項中「志津コミュニティセンター又は」を削る。

別表第1中

「

佐倉市 和田コ ミュニ ティセ ンター	施設	ホール	3, 29 0円	4, 39 0円	5, 28 0円	12, 9 60円
		高齢者談 話室				
	設備	ホール放 送設備	970円	970円	970円	2, 91 0円
		ホールコ ンサート 用ピアノ	1, 90 0円	1, 90 0円	1, 90 0円	5, 70 0円

」を

「

佐倉市 志津コ ミュニ ティセ ンター	施設	ホール	4,960円	6,580円	7,880円	19,420円
		大会議室	1,510円	2,050円	2,370円	5,930円
		第1会議室(調理室)	860円	1,080円	1,290円	3,230円
		第2会議室	540円	640円	750円	1,930円
		第3会議室	540円	640円	750円	1,930円
		集会室(視聴覚室)	640円	860円	1,080円	2,580円
		和室1			640円	
		和室2	430円	540円	640円	1,610円
		茶室	320円	430円	540円	1,280円
		多目的グラウンド	2時間につき540円			
	設備	ホール映写設備	1,620円	1,620円	1,620円	4,860円
		ホール放送設備	970円	970円	970円	2,910円
		視聴覚室 視聴覚設備	1,080円	1,080円	1,080円	3,240円
		調理室調理設備	540円	540円	540円	1,620円
佐倉市 和田コ ミュニ ティセ ンター	施設	ホール	3,290円	4,390円	5,280円	12,960円
		高齢者談話室				
	設備	ホール放送設備	970円	970円	970円	2,910円

		ホールコ ンサート 用ピアノ	1, 9 0 0 円	1, 9 0 0 円	1, 9 0 0 円	5, 7 0 0 円
--	--	----------------------	---------------	---------------	---------------	---------------

」に

改め、同表備考1及び備考2を次のように改める。

- 1 佐倉市志津コミュニティセンターの和室1及び佐倉市佐倉コミュニティセンターの和室2は、午前9時から午後5時まで、市内在住の60歳以上の者に無料で開放する。
- 2 佐倉市和田コミュニティセンターの高齢者談話室は、市内在住の60歳以上の者に無料で開放する。

別表第3中佐倉市志津コミュニティセンターの項を削り、同表中備考1を削り、同表備考2中「佐倉市西志津ふれあいセンターの」を削り、同表中備考2を備考1とし、備考3を備考2とし、備考4を備考3とし、備考5を備考4とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に改正前の佐倉市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の規定により指定管理者がした許可その他の行為及び指定管理者に対してなされた申請その他の行為（同日以後の佐倉市志津コミュニティセンターの使用に係るものに限る。）は、改正後の佐倉市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の相当規定によって市長がした許可その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。